

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

福島国民年金 事案 599

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、「ねんきん特別便」により、申立期間が国民年金に未加入となっていることを知った。

しかし、私は国民年金には 60 歳まで加入しなければならないと思っていたので、資格喪失届は提出しておらず、申立期間当時は町内会の役員を通じて国民年金保険料を納付していたことを記憶しているので、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄、A市が保管する国民年金被保険者名簿の資格取得・喪失欄及びオンライン記録には、いずれも、申立人は昭和 40 年 10 月 26 日に国民年金に任意加入し 59 年 1 月 31 日に資格喪失した旨の記録があり、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月まで
婚姻前の申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて父が行っていたはずなので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して払い出されている者の資格取得日及び手帳交付日から、婚姻後の昭和 40 年 4 月ごろに払い出されたものと推認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から平成 4 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 12 月 1 日に A 事業所で職員に命じられて以来、B 事業所等を経て C 事業所に勤務した後、62 年 4 月 1 日に D 社 E 支社に採用され、平成 4 年 5 月 31 日に退職した。

昭和 57 年 8 月ごろに F 共済組合（現在は、G 共済組合）が年金記録の管理のためにコンピュータを導入した際に、私の標準報酬月額の記録の入力に誤りが無かったかを調べてほしい。また、その導入時期以降の期間についても、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G 共済組合から提出された組合員原票によれば、申立人は、申立期間において、H 事業所及び D 社 E 支社に勤務し、F 共済組合及び G 共済組合の組合員であったことが確認できる。

F 共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和 61 年 4 月に初めて導入されたものである。このため、同年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）により、56 年 4 月から 61 年 3 月までの 5 年間の共済掛金の標準となった俸給額の総額（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 97 号）により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額）を同期間の月数で除して得た額に 61 年 4 月 1 日前の实在職期間に応じて定められる一定の率を乗じて得た額とすることとされている。

申立人の所持する昇給発令通知及び発令通知等に記載されている号俸等から上記規定に基づき定められた計算方法により算出された標準報酬月額は、

申立人に係るオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、昭和 61 年 4 月 1 日以降の標準報酬月額については、申立人の所持する発令通知書及び諸給与内訳明細書等から、適法に決定されたことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録について、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与支給額と相違しており、納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によれば、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 5 月までの期間に係る A 社からの給与振込額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっていることは確認できるものの、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかにオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A 社（平成 2 年 12 月 18 日に B 社に名称変更）は、平成 9 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、申立期間当時の役員であった元事業主の妻に照会しても、申立期間に係る申立人の給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によれば、A 社において、申立人と同職種であったと推認できる複数の同僚の申立期間における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、不自然さはみられないことに加え、申立期間の標準報酬月額について、特段、訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで
② 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで

申立期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与支給額と相違しており、納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人から提出された平成 4 年 1 月から 5 年 2 月までの期間、同年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から 8 年 10 月までの期間、同年 12 月から 9 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 11 月までの期間に係る給与明細書によれば、A 社からの給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっていることは確認できるものの、厚生年金保険料については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいた保険料額が控除されていることが確認できる。

また、併せて提出された「平成 6 年分給与所得の源泉徴収票」、「平成 7 年分給与所得の源泉徴収票」及び申立期間当時に申立人が居住していた B 市発行の「平成 8 年度市民税・県民税課税通知書」に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額から算出された厚生年金保険料等の合計額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成元年 12 月から 3 年 12 月までの期間、5 年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 9 月、8 年 11 月及び 9 年 6 月に係る給与明細書を所持しておらず、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できないところ、申立人と同職種であった同僚から提出された 2 年 1 月から 8 年 12 月までの期間に係る給与明細書によれば、その給与総支給額はオン

ライン記録上の標準報酬月額に比べ高額になっていることは確認できるものの、厚生年金保険料控除額については、オンライン記録上の標準報酬月額から算出された保険料額と一致することが確認できることから、事業主は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額を従業員の給与から控除していたものと認められる。

なお、当該同僚も、平成元年12月及び9年6月に係る給与明細書を所持しておらず、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できないところ、いずれも1か月間と短期間であり、事業主が、当該期間のみ実際の給与総支給額に基づく保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月6日から52年4月7日まで

私は、昭和50年10月14日から51年4月2日までの期間及び申立期間において、A社で季節労働者として勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

両期間とも仕事内容が同じであったし、出稼労働者手帳の雇入契約書にも両期間について記載してあるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する出稼労働者手帳（雇入契約書）の記載により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、A社は既に解散しており、申立期間当時の複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、定額保険料のほかに付加保険料も納付していることが確認できるところ、i) 制度上、付加保険料は、手続きからの納付であり、さかのぼって納付することはできないこと、ii) 申立人は、申立期間より前の期間において、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを6回行い、国民年金保険料を納付していることから、申立人は、申立期間についても、厚生年金保険被保険者ではないと認識し国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人に係るオンライン記録及び雇用保険の加入記録によれば、申立期間後に勤務したとする6つの事業所において、雇用保険にのみ加入し

厚生年金保険に加入していない期間が確認できるところ、これについて、申立人は、自らの希望で、雇用保険にのみ加入し厚生年金保険に加入しなかったと述べている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで

私は、A社を退職し、平成 7 年 12 月 1 日からB社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在職証明書及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、オンライン記録によれば、A社における資格喪失日である平成 7 年 12 月 1 日から 9 年 11 月 30 日までは健康保険任意継続被保険者であったこと、また、C市の国民健康保険加入履歴によれば、同年 12 月 1 日から 11 年 3 月 31 日までは国民健康保険の被保険者であったことがそれぞれ確認できる。

また、B社の事業主及び申立人が記憶している同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。